

# 第6次大鰐町振興計画策定業務委託 仕様書

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、第6次大鰐町振興計画策定業務委託に適用する。

### (目的)

第2条 本業務は、大鰐町において、町民のゆとりある生活の実現と大鰐町の持続発展可能なまちづくりを目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを実施するため、第6次振興計画を策定することを目的とする。

なお、計画の策定にあたっては、県の総合計画や町で進めている他計画等との整合性を十分に図るものとする。

### (対象区域)

第3条 本業務の対象区域は、大鰐町全域とする。

### (業務委託)

第4条 受託者(以下「乙」という)は、業務の実施にあたり、あらかじめ委託者(以下「甲」という)と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。また、業務計画書を作成し速やかに報告するものとする。

### (貸与・供与品)

第5条 甲は、業務の実施にあたり、必要な原図及び資料等(編集、修正、調整が必要な場合はそれらの作業も本業務に含むものとする)を乙に貸与あるいは供与するものとし、貸与品については、汚損等のないよう十分に注意するものとする。

また、貸与及び供与品については、甲の承諾なくして他への公表及び貸与してはならない。

### (疑義の解決)

第6条 業務実施にあたり、本仕様書に明示なき事項、または疑義を生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

### (業務委託の期間)

第7条 本業務の委託期間は、契約締結日から令和5年3月31日限りとする。

## 第2章 業務内容

### (作業項目)

第8条 本業務の作業項目は、以下のとおりとする。

#### 【令和3年度（1年目）】

1. 基礎診断調査
2. 基本構想の策定

#### 【令和4年度（2年目）】

3. 基本計画の策定
4. 計画書の作成

### (基礎診断調査)

#### 第8条の1

##### (1)基礎調査

町の将来を展望するにあたって、客観的な視点から現状と動向について調査し、その特性を明らかにするとともに問題点の整理を行う。

##### (2)上位・関連計画の整理

青森県基本計画等の上位計画を整理するとともに、町の関連計画等の整理を行い、本町が目指すべき将来像やその方向性を整理する。

##### (3)住民意識調査

行政に対する住民のニーズや要望を把握するため、20歳以上の町民1,000人を対象としたアンケート調査を実施する。また、町の将来を担う若者として、中学生（全生徒）へのアンケート調査を実施する。

##### (4)庁内ヒアリング

各課職員による町の現状認識や将来の夢等を幅広く吸収し、計画に反映させるため、各課に対して調書（事業の実施状況・進捗等）及びヒアリング形式による調査を行う。

##### (5)まちづくり課題の検討

上記の調査結果を総括して、本町の総合的課題を整理する。この総合的課題は、基本構想・基本計画における施策の大綱につながるものとする。

### (基本構想の策定)

#### 第8条の2

##### (1)基本的な方向性の検討

基礎診断調査の結果として、総合的課題を踏まえて本町が今後どのようなまちとして発展を目指すべきか基本の方針について検討する。

検討は、今後本町が目指すべき方向性を客観的に示すものとし、事務局内、庁内での十分な議論をもとに、案として集約する。

##### (2)大鰐町の将来像の検討

まちづくりの基本的事項を集約しつつ本町の次のキャッチフレーズとなるよう、本町の将来像を検討する。将来像は、住民が共通に目標として認識できる簡潔なものとして表

現することとし、メインテーマ（キャッチフレーズとなるもの）を設け、必要に応じてその下にサブテーマを設定する。また、将来人口フレームは人口ビジョンを踏まえて検討する。

### (3) 施策の大綱（部門別）

#### ① 部門区分の設定

施策大綱設定に先立ち、部門区分を設定する。

部門区分は、時代の要請や将来像による本町の方向性を踏まえ、新たな組み換えや新区分の設定を検討する。

#### ② 施策大綱の設定（部門別）

##### 1) 施策大綱素案の提示

将来像や部門別現況と課題、町の総合的課題及び住民アンケートによる意向等を踏まえ、施策大綱の素案を作成する。

##### 2) 素案の吟味・検討

素案について、事務局内での議論を行うとともに、各種会議を通じて各課の方にも検討してもらい、修正事項の指摘を受けた修正対応等を行い、案を作成する。

##### 3) 施策大綱案としての設定

上記の検討結果を踏まえ、各種会議の承認の上で施策の大綱案を設定する。

#### ③ まちづくり戦略の検討

将来像の実現のために特に力点を置くべき分野について、部門区分にとらわれない戦略テーマについて検討する。

### (4) 基本構想のまとめ

上記の将来像、将来フレーム、施策大綱を基に、振興計画の「基本構想」としてとりまとめる。基本構想の骨子案作成までを1年目の業務とする。

### (基本計画の策定)

#### 第8条の3

#### (1) 基本計画の構成（枠組み）検討

基本構想を踏まえて、基本計画の構成（枠組み）を検討する。

##### ① 部門構成

部門構成は、基本的に基本構想における部門構成に準ずるものとする。

##### ② 各部門の記述構成

各部門の記述構成について検討する。

#### (2) 部門別基本計画素案の検討

##### ① 現況と課題の整理

部門別の現況と課題を、必要な説明図表を付加して、基本計画の部門別「現況と課題」として整理する。

## ②施策の体系素案の作成

現況と課題の内容や基本構想における施策の大綱の記述を踏まえ、基本計画期間中に行うべき施策項目を想定し、各部門の体系素案としてまとめ、各課へ提示する。

## ③部門別基本計画素案の作成

各課からの意見等を整理し、再度内容や表現を調整、統一しながら、部門別計画素案を作成する。

## (3)部門間の調整・まとめ

提示した部門別計画素案について、事務局はもとより策定会議や審議会の中で十分な吟味・調整を行い、各課からの修正指摘には適宜対応しながら、計画案としてまとめる。

## (4)重点施策の検討

行政の全分野にわたる基本政策の中で、基本構想における将来像を効果的に実現するための重点施策をリーディングプロジェクトとして抽出し、体系化する。

## (計画書の作成)

**第8条の4** 本業務の成果として、計画書のとりまとめを行い、印刷する。

## (会議・ワークショップの運営支援等)

### 第9条

#### (1)各種会議の関連資料の作成支援

振興計画策定にあたって組織される「大鰐町振興計画審議会」「大鰐町振興計画策定会議」「大鰐町振興計画策定会議小委員会」の開催に必要な関連資料の作成を行う。本会議の開催は計4回程度（令和3年度2回、令和4年度2回）を予定する。

#### (2)各種会議の運営支援・意見整理

各種会議の運営支援、意見整理等を行う。

#### (3)町民ワークショップの運営支援

「町民ワークショップ(令和3年度1回、令和4年度1回)」を開催し、住民の意見を把握・反映させながら計画策定を進めていく。受託者は、ワークショップへの出席、説明資料の作成、全体ファシリテート、議事録の作成を行う。

#### (4)パブリックコメントの支援

パブリックコメントの実施に際し、意見整理を行うとともに回答案等を作成する。

### 第3章 成 果 品

#### (成果品)

第10条 本業務の成果品は次のとおりとする。

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1) 中間報告書(大鰐町振興計画骨子案まで)         | 1部 |
| 2) 大鰐町振興計画 計画書 (A4版カラー 100頁程度) | 5部 |
| 3) 各種調査報告書等                    | 5部 |
| 4) 上記成果品の電子データ                 | 一式 |

#### (その他)

第11条 本業務の委託料には、住民アンケート調査に係る郵送料を含まないものとする。